# 第4回渡嘉敷村観光協会設立準備委員会 議事録

【実施日時】2018年11月9日(金) 13:30-16:45

【開催場所】渡嘉敷村役場(大会議室)

【出席者】(敬称略)

<準備委員会出席者>…計8名

大城良孝(委員長)、平田春吉、仲里隆司(代理出席:本郷弘子)、

宫平鉄一朗(代理出席:西元)、大城秀幸、玉城真、神里敏明、國吉真之助、

新垣徹

<オブザーバー>

渡嘉敷村商工会:田中守

【委任状】…計6名

玉城広喜(副委員長)、島村武、新垣聡、松本晃、金城直、我喜屋元作

#### 【欠席】

篠崎健司 (コーディネーター)

<事務局>…計3名

渡嘉敷村:山城淳

ライヴス: 花咲宏基、幸喜新

#### 事務局 山城)

みなさまこんにちは。お忙しい中お集まり頂きましてありがとうございます。本日は第4回渡嘉敷村観光協会設立準備委員会でございます。開会に際しまして委員長であります大城よりご挨拶申し上げます。

#### 大城良孝 委員長)

みなさまこんにちは。大変お忙しい中時間を割いていただきましてありがとうございます。 観光協会の設立に関しましてはみなさんご承知の通り、来年2月に設立総会、4月に本格稼働、ということで準備を進めているところでございます。

今日は4回目の準備委員会を開催いたしまして、現在の状況、観光協会定款の確認をご議論いただきますのでよろしくお願いいたします。

## 事務局 山城)

委員長有難うございました。それでは、式次第に沿って進めてまいりたいと思います。

みなさまこんにちは。今日はお忙しい中ありがとうございます。

今日は第 4 回目の委員会となります。本日のスケジュールとして、進行状況の確認、事業計画の確認、定款につきましては前回議論いただきましたが、委員からのご提案もありますので改めてご議論をお願いいたします。

そして来年 4 月に本格稼働を目指していますが、法人登記、設立に向けた準備を始めない といけないことや、設立に関わる手続きや総会の確認など、みなさまにご議論・ご確認を いただきたいと思います。

それでは先ず一番目のスケジュールについてですが、本日は第4回目となっております。 定款の確認につきましては、みなさまに事務局がヒアリングを行うことをお話しさせてい ただきましたが、みなさまのご都合も含めて十分にできていないこともあり、確認につき ましては、今日ご議論いただいたものを修正して、改めてヒアリングを行って、次回の第5 回の全体会議で定款については決めていくという、スケジュールにして行きたいと考えて いますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、本格稼働が 4 月からだとしますと、設立総会は 2 月に行わなければ本格稼働はできないということになります。事務局もスピードアップしてまいりますので、みなさまのお力を頂きたいと思っております。

第 5 回につきましては、観光協会設立の手続きの報告、公証役場や法務局にもヒアリング に行っておりますので、その報告もしたいと思います。

あと観光協会設立に必要な書類として、例えば職員の規定、給与、職務規程など併せますと8~9ぐらいの規定をつくらないといけません。膨大な資料となりますが、商工観光課や総務課の方々にもご確認をいただいて、委員のみなさまにはご覧いただけるような形にしていきたいと思います。

4月の本格稼働には必要なものですので、案はできておりますが先ずは商工観光課に確認していただきたいと思います。

それから設立総会の内容をどうするかということも、案をお作りしてみなさまにご議論い ただきたいと思います。

これらのことを第5回目に行いたいと思います。

以上のことを念頭に本日第4回目の会議を進めていきたいと思います。

続きまして、配布しております事業計画書案についてです。

前回職員は2名にするということと、役場からは出向の職員は派遣しない、設立後の1年 目は事務局長を置かないということをご議論いただいて、その案で進めるという形になり ました。その議論を踏まえての事業計画書案をつくっております。

3 頁の収入に関しましては変更はございませんが、4 頁の支出につきましては、先程の事務 局長を置かないということをご議論いただきましたので、1700 万円近く支出があったのが 1100 万円弱というふうに削減されております。この数字をベースに事業を組み立てていくということを考えております。

そこで、3 頁収入の先ず1番目討議事項の会費についてですが、準備委員会で出して頂きました、会費案につきましては渡嘉敷村商工会のみなさまにご議論いただくということでございました。そのことを商工会の方にお聞きしましたところ、先月理事会を開く予定があったのが、できなかったようで、未だ結論が出ていないようですが、何名かの商工会会員の方々へのヒアリングをされているとお聞きしております。

このことにつきまして、新垣委員(商工会会長)に補足頂いてもよろしいでしょうか。

# 新垣徹 委員)

前回の準備委員会で、会費案について一旦持ち帰らせていただきましたが、修学旅行受入のための急な県外出張などがあり、理事会が開催できず決議が取れていない状況です。何名かの理事の意見は聞いておりますが、総意ではありませんので改めて27日に招集しています。その27日の理事会に提案し、議論したものを商工会の正式な案として回答したいと思います。

## ライヴス 花咲)

ありがとうございます。この準備委員会で議論になっておりますが、商工会とともに進めていかないと観光協会も運営できないということは、みなさんの気持ちもひとつだと思います。商工会のみなさまのご議論を待つというかたちにさせて頂きたいと思います。

次回の開催予定は、12 月の上旬から中旬にかけて、村議会の日程もあるとお聞きしておりますので、上旬から下旬に代わるかもしれませんが、それまでにはご議論いただくということでございます。次回にはご報告いただいて、事業計画案の会費収入についても、ここでお示しができればと思います。

以下、収入につきましては役場の方々とご相談をさせて頂きながら、渡嘉敷村の予算、一括交付金の活用等を、商工観光課を中心に収入の不足分を議論していくというかたちで、 改めて進めさせて頂きたいと考えております。

収入の部分につきましては、改めてみなさまにはお示ししていきたいと考えております。 4 頁に 10,926,200 円かかるのではないかということを、いかに補うのか、みなさまのご議 論で削減できることはやってきてこの状況があります。あとはどのようにして収入を増や していけるのかということで、役場との関係が出てきます。

今ご説明させていただきましたところの事業計画書案でご意見、ご質問等ございましたら、 受け賜りたいと思いますが如何でしょうか。

#### 新垣徹 委員)

支出の事務所賃料については如何でしょうか。

未だ議論されておりません、積み残されておりますのでこれから議論する必要があります。

# 神里敏明 委員)

この件につきまして、今週 6 日火曜日に庁議を開いて協議した結果、年額賃料の二分の一の減免を考えております。しかし 600,000 円の根拠が見えていない部分もありますので、どれだけの金額になるのかわからない。

# ライヴス 花咲)

賃料全体の金額の決定はいつ頃決まりますでしょうか。

## 神里敏明 委員)

賃料が幾らぐらいになるかはまだ分かりませんが、この示された金額の根拠が見えてないので、例えば50万円であれば二分の一で25万円です。

逆に示した600,000万円の根拠を知りたいです。

# ライヴス 花咲)

特にどこかの賃料を参考にしたものではありません。

商工会がお借りしている施設の賃料は参考になりませんでしょうか。

## 神里敏明 委員)

商工会事務所は増設部分になりますので、役場に賃料が発生しているわけではありません。 ただ1階のお土産店や店舗は平米単価で賃料を出しているのではないかと思います。

## ライヴス 花咲)

それでは、事務局から商工観光課のほうに確認をさせて頂いて、この額を確定させたいと 思います。

# 大城良孝 委員長)

収入の部分で、施設管理料(旧船舶課事務所)については、観光協会が入居して施設管理をするということで料金は設定するので、④の収入の部分から削除することになります。

## ライヴス 花咲)

委員長のご指摘で、収入の④を削除するという話でございます。

そのぶん二分の一は家賃補助にして頂けるということです。

事業計画の家賃や会費につきましては、調整を図った後、次回の準備委員会に諮りたいと 思います。また一括交付金の活用や渡嘉敷村の予算につきましては、次回提案できるのか は、時間的なことから積み残す場合があることを予めみなさまにはご理解いただきたいと 存じます。

# 平田春吉 委員)

会費収入はありますが、入会金収入はないのですか。

# ライヴス 花咲)

このことにつきましては、商工会会員が観光協会へ加入されるのではないかということで、 計上しておりません。

## 平田春吉 委員)

それではないのですか。

## ライヴス 花咲)

出てくるかもしれませんが、大きな額にはならいのではないかと考えております。

#### 平田春吉 委員)

定款には書かれていますが。

## 新垣徹 委員)

項目には必要ではないでしょうか。

## ライヴス 花咲)

商工会会員の方が観光協会に入会される場合、入会金は免除ということでしたので、計上 しておりませんでしたが、入会金の項目を入れるようにしたいと思います。

それでは、ヒアリングにお伺いする時にこの事業計画にご意見がございましたら、改めて 頂けたらと思います。

続きまして定款に移らせていただきます。

みなさまのお手元にお配りさせていただきました定款案をご覧ください。

前回の議論の中では、4 頁第 11 条で、「入会金」と「年会費」を徴収するということが明確 化されましたので、網掛けで変更しております。 続きまして、7頁の第22条役員の配置、「理事11名」、「幹事2名」をここも準備委員会で 人数を決めさせて頂きましたので、変更しております。

それから同条の(2)3の「2名を副会長とする」という部分の人数も変更しております。

続きまして、松本委員からご意見を頂きましたので議論をお願いしたいと思います。 お手元の「定款(案)第4条(事業)について」ということで、資料を用意しております。 松本委員からは、「慶良間諸島国立公園に関する情報発信・提供」「慶良間諸島国立公園の 利用施設の管理運営」いずれも第4条の事業の中にいれてはどうか、というご提案を頂きました。

そこで事務局ではこの文章をこのまま入れるのではなく、これまで議論していただきました事業の中に含まれるような形で文言を修正するということを、本日の委員会へご提案させていただいております。

第4条の(4)に「慶良間諸島国立公園の保全並びに情報発信・提供に関すること」、

(17) には「**国および村の**施設の整備および運営・管理に関すること」という 2 項目について赤文字で修正し、文言を含ませるように替えております。

因みに(17)につきましては、もともとの文章は「観光施設の整備および運営・管理に関すること」ということでしたが、慶良間諸島国立公園の利用施設は「観光施設」ではないとお聞きしておりますので、「観光」という言葉を取って、さらには「国および村」のというかたちで、この施設が含まれるようにした経緯があります。

以上、事業の文言の修正に関してご意見を頂けたらと思いますが如何でしょうか。

#### 平田春吉 委員)

「(17) 国および村の施設の整備および運営・管理に関すること」は、人材が相当必要となるが。

記載されているということは、事業をやらないといけないことにならないか。

慶留間のリゾートもこの部分に入るのですよね。それを管理するということは大変なことですよ。

#### ライヴス 花咲)

この条項にあるすべての事業を行うということではありませんが、観光協会に相談があり 事業を行ってほしいという時に、定款にこの事業が無かった場合、事業をおこなえないと いうことが起こらないようにするための対処策の一つです。

## 平田春吉 委員)

定款に入れるとやらないといけないのではないか。

## 大城良孝 委員長)

国の方から施設の管理を依頼されたら場合、やるかやらないかは観光協会で判断すればいいことですが、その管理ができる可能性について、条項に記載がないと話合いができないからです。

#### 平田春吉 委員)

解釈によっては誤解されないか。

## ライヴス 花咲)

事務局案として将来的に「県」からも依頼の可能性がありますので、(17) の「国および村の」文言を「国、県および村の」として「県」を挿入する形にさせて頂きたいと思います。 本日松本委員が欠席でございますので、みなさまにお示しご議論いただきました定款案を 松本委員には確認を取りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは定款案全般について、松本委員のように気になるところや変更した方が良いのではないかということをご指摘頂けたらと思いますが、如何でしょうか。

事務局側からは、気になる条項につきましては討議事項として委員のみなさまにお示しさせていただく部分がありますが、それを参考にして頂きながらご質問・ご意見を賜りたいと思います。

事務局としてこの条項は大切ではないかという部分を、特だしさせて頂きたいと思います。 5 頁目の第 13 条、総会の権限についてですが、観光協会総会の権限として足りない部分が あるかもしれません。そのことについては如何でしょうか。

#### 新垣徹 委員)

「13条(9) 常勤役員等に対する報酬支給基準」は、常勤役員はいないのでは。

#### ライヴス 花咲)

只今、新垣委員からご指摘頂きました部分につきましては、7 頁の第 22 条役員の配置に関わりますが、「常勤役員」という規定はございませんし、また議論の中で、各役員の報酬に関しては別に規定を設けるということでしたので、13 条 (9) 項は削除するということで進めてよろしいでしょうか。

続きまして、事務局側から6頁の第18条3項決議について「三分の二以上」はハードルが高くないか、ここは「過半数」でいいのではないか、そうすることで決議がしやすくなることもあります。

## 平田春吉 委員)

会費の件については商工会が決まってから入れるのですか。細則で決めるのですか。

# ライヴス 花咲)

会費に関しましては細則というよりは、会費規定を設けて対応します。柔軟な対応ができるように別に設けています。

## 大城良孝 委員長)

定款の内容については体育協会やスポーツ団体等のものとは違い、十分理解しているわけではありませんので、商工会などの意見をお聞きしていたらどうでしょうか。

それから「第 19 条 (議決権の代理行使)」で、委任状の提出があれば代理ができますので、「三分の二以上」でもいいのではないかと思いますが、みなさんは如何でしょうか。

# ライヴス 花咲)

新垣委員、商工会の定款と比べて如何でしょうか。

# 新垣徹 委員)

第 18 条 3 (2) の「理事および監事の解任」という部分は、「役員の解任に関すること」でいいのではないでしょうか。会長や副会長、また理事や三役に何かあった場合に、定款でふれることができないと困ることになるのでは。

あえて「三分の二以上」にこだわる必要はないと思います。

#### ライヴス 花咲)

本日午前に事務局会議を開きまして、商工会の方にもアドバイザーとして参加してい頂いておりますが、7頁第23条の(役員の選任)については、商工会の定款の場合ですと、副会長の順位を決めるというお話がありました。2名の内「筆頭副会長」を決めたほうが、会長に何かあった場合、あらかじめ決めて置いた方が問題なく運営できるのではないか、というご意見がありました。

# 大城良孝 委員長)

議決権の「三分の二以上」がいいのか、「二分の一以上」がいいか先に決めてください。

#### 花咲)

6 頁、第 18 条 3 の議決権の部分で、「三分の二以上」か「過半数」ではご意見は如何でしょうか。

## 新垣徹 委員)

「過半数」でいいのでは。

# ライヴス 花咲)

「過半数」でよろしいでしょうか。

#### 全員賛成

# 大城良孝 委員長)

副会長に「筆頭」をつけるか確認してください。

# ライヴス 花咲)

商工会からのご意見を受けて、副会長は順位をつけていいでしょうか。

#### 全員賛成

先程、5 頁の第 13 条 (9) の「常勤役員等に対する報酬支給基準」につきましては、削除するということがありました。そのことを受けて、8 頁の第 28 条「ただし、常勤役員等に対しては、総会において別に定める報酬額等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる」も削除することになります。

ただし、役員に出張などがあった場合は、同条の2項で対応することになります。

#### 大城良孝 委員長)

9頁、第32条(権限)(4)の「役員」は、先程の「常勤役員」のことでしょうか。

## 花咲)

ここは、7頁の第22条(役員の配置)の会長、副会長を含む理事と監事のことが「役員」にあたります。

#### 新垣徹 委員)

只今の第32条(権限)の(3)「会長及び副会長の選定および解職」とありますが、理事会で解職はできないのではないでしょか。できますか。総会事項ではないですか。

もう一つは、「選定」ではなく「選出」だと思います。「選定」の文言は合わないと思いま す。たぶん「互選」になると思います。ここは「互選」か「選出」にして、「解職」は出来 るのでしょうか。漁業協同組合長、これは出来ますか。

#### 大城秀幸 委員)

できないと思います。

## 新垣徹 委員)

「解職」については、総会事項になると思います。

「会長」の「決定」は総会ですよね。

「理事会」で「選定」できるのでしょうか。

# 大城良孝 委員長)

5 頁、第 13 条(権限)(5)「理事および監事の選任又は解任」とあります。 総会の権限としてある。

## 新垣徹 委員)

それであれば、「理事会」ではできないはずでは。

# 平田春吉 委員)

株式会社と一般社団法人との違いで、他の会員は社員になる。役員の中から会長を決める。 そういうことからこのように記載されている。

#### 新垣徹 委員)

商工会であれば理事会で候補者を決めて総会にかける。おそらく観光協会もそうなるのではないでしょうか。

理事会で役員を決めてしまうと総会の意味がなくなるのでは。

#### 平田春吉 委員)

理事をみんなで選任する。株式会社なので役員だと思えばいいのでは。

商工会との違いはそこではないか。

総会で決めることができないからではないか。だからこのような記載ではないか。

#### ライヴス 花咲)

定款につきましては、国頭村、座間味村、沖縄市観光物産振興協会、北谷町の定款を参考にさせて頂きながら作成しております。また、公証役場に相談へ行った際に「一般社団法人定款参考例」というものを頂いております。使用する文言「役員の選定」などについてはこれに従っているところがあります。

ただ、新垣委員からご指摘頂きました件につきましては、クリアにしておく必要がございますので、行政書士や公証役場にも確認をしてからご返答を次回にさせて頂きたいと思い

ます。「選定」の文言につきましても、マニュアルでも「選定」を使っていますので確認を させて頂きたいと思います。

それでは個別のヒアリングにお伺する際に疑問がありしましたら、ご指摘をお願い致しま す。

続きましてお手元の「渡嘉敷村観光協会理事(設立時理事)案」をご覧ください。

理事や監事の方々の選出ですが、本来ならば理事 11 名、監事 2 名、計 13 名の役員を選ばなければいけませんが、10 名までは充て職で案を用意しております。

その充て職としましては、この観光協会設立準備委員会のメンバーの方々の選出に沿った形になっております。

監事2名を含めた計13名を決めないといけませんが、役員の方々には実印押印と住民票を 頂いて定款承認の過程を経なければいけませんので、非常に大切なことになります。

今日決めるということではなく、ご議論をしていただきたいと思います。

あと 3 名の方々が必要となってきます。この準備委員会のメンバーは数が多いのですが、 役場の村長又は副村長は入って頂いておりますが、それ以外の職員の方々は外れていると いう形になります。

事務局のほうで感ずるところは、女性の方が少ないのではないか、ということもございますので、例えば商工会女性部の方や渡嘉敷村の婦人部の方など、女性がもう少し入るのが好ましいのではないかという意見もございました。

## 大城良孝 委員長)

設立時の役員ですか。

#### ライヴス 花咲)

そうです。

12頁の第49条(設立時役員)の方をご覧ください。

そこに設立時理事とありますが、具体的に個人名と住所が入ってくることになります。

# 平田春吉 委員)

設立理事も実印が必要ではなかったですか。

ほとんど役職になっていますが。

## ライヴス 花咲)

そこは役職ではなく個人になります。

ただ設立時と役職が変わった場合は、社員総会で決められて変わっても大丈夫です。

# 新垣徹 委員)

個人の名前で実印です。

## 平田春吉 委員)

個人の名前を書いたら個人の実印だが、例えば渡嘉敷ダイビング協会であれば協会の実印 を押さないといけないのでは。

## 新垣徹 委員)

理事の場合個人の名前です。

# 平田春吉 委員)

個人名でいいのですか。

# ライヴス 花咲)

個人名でお願いしたいと思います。

法人もあるようですが、ほとんど例がないようです。個人での形となります。

設立時理事の考え方ですが、定款の役員に関しては 11 名プラス監事 2 名で 13 名ですけれ ども、減らすことは可能ですが議論はしっかりしていた方がいいかと思います。

#### 新垣徹 委員)

配布された資料の「1. 渡嘉敷村村長 or 副村長」はどうなるんですか。

#### ライヴス 花咲)

ここはご議論いただくということもありますし、役場の考え方もあるかもしれませんが、 村長、市長、町長のお1人がされている場合が多いかと思います。

#### 平田春吉 委員)

設立時はいいが、本格的な定款の理事に入った場合は大変ですよ。なぜかと言いますと 人事異動があった場合、その度に定款を変えないといけなくなる。

#### 大城良孝 委員長)

渡嘉敷観光協会が本格始動するまでの役員を決めないといけない訳です。

役員とか理事は設立した後に役員が決めることですので、例えば監事に 2 名、商工会など の役員をしている方たちを入れて 13 名にしたらどうでしょうか。

この定款で必ずしも13名が必要ではありませんので、この定款の設立時理事は準備委員会 メンバーのみなさまにできるだけご協力を頂くということでお願いしたいと思います。 その案を次回作らせていただきたいと思います。

その案を設立総会へ提案するとことでよろしいでしょうか。

#### 大城良孝 委員長)

それで間に合うのでしょうか。

# ライヴス 花咲)

委員長のおっしゃる通りで、この準備委員会で役員13名を決めて方がいいと思います。

## 平田春吉 委員)

設立時の理事ですか。

# ライヴス 花咲)

設立時の理事は 13 名ではなく、この準備委員会のなかでご協力いただく方々にお願いし、 一方で 4 月の本格稼働のための設立総会で発議するものをこの設立準備委員会で決めてい くということは如何でしょうか。

#### 平田春吉 委員)

それは難しいのでは。

設立時理事はわかりますが。

このメンバーでやればいいのだから。

本格的な理事となると総会を開いて決めるのだから。

#### ライヴス 花咲)

総会の際には案を出して、承認するかしないかということで議論することになる。その案 をつくるということです。

それはこの準備委員会で決議した案を出すということでは如何でしょうか。

## 大城良孝 委員長)

設立までは、みなさんも含めて理事になって頂いて、本格的な理事についてはこの準備委 員会で決めて理事会・総会に諮るということですよね。

それでいいのではないでしょうか。

それでは次回に提案をさせて頂きたいと思います。

因みに、役場のみなさんのお名前を定款に記載することはそぐわないのではないかと思います。

# 大城良孝 委員長)

南城市の設立時の資料を見ますと、準備委員会に企画部長が入っていますので、だめだということではないと思います。また監事に会計課長が入るとか、あるいは役員に担当課長が入るとか、そういったことは大丈夫だと私は思います。

# ライヴス 花咲)

それでは、今の委員長のお話を含めて提案をさせて頂いて、みなさまに決議してもらいた いと思います。

役員に関しましてご意見ご質問はございませんか。

定款につきましては、改めてご議論いただきましたものを反映し、それを行政書士か公証 役場に確認をし、ご質問がありましたものは回答されたものを、みなさまのヒアリングの 際にはご用意したいと思います。

続きまして、観光協会設立に関わる手続きに移りたいと思います。

お手元の資料「法人設立までの流れ」をご覧ください。

現在準備委員会でみなさまにご議論いただいておりますが、第5回の準備委員会をもって、 定款等を決めるという形になります。しかし、役員等のいろいろな調整がございますので、 それらを踏まえながら2月に設立総会を開くという形で進めていければと考えております。 設立総会で「定款案」が承認されて、「定款」という形になります。それを公証役場で審査・ 認証を受けます。設立総会から公証役場まで約2週間かかりますが、1人1人の実印押印や 住民票の準備などで時間がかかるということです。公証役場で認証を受け、1週間程度で法 務局に登記申請をいたします。法務局の審査を受けて登記完了となります。

設立から登記完了までの期間は約 1 カ月かかるのではないかと考えております。そのことから設立総会は、2月の上旬か中旬には開催するスケジュールを組んでいきたいと考えております。

それから行わなければいけない事項ですが、かかってくる費用につきましても、現在商工 観光課に確認しておりますので、設立に向けた準備を進めております。

この点でご質問はありますでしょうか。

## 新垣徹 委員)

会員の募集はいつの段階でかけるのですか。

第5回準備委員会や12月村議会日程などもありますので、12月の中旬から下旬になるかも しれませんが、定款ができた段階で募集をしたいと思います。

# 新垣徹 委員)

設立総会はその募集で入会した会員が参加するのですか。

## ライヴス 花咲)

それが理想です。

会費などを集めるということは、銀行口座を開設しないとできないのではないかと思います。

先ずは書面で会員になる確認をして、会費を振り込んだ段階で正式に会員になるまでは、 しばらく時間を要することになります。

もう1点ですが、改めてこの観光協会の名称について確認です。

## 「一般社団法人渡嘉敷村観光協会」

ということで、設立、法人登記をするということでよろしいでしょうか。

#### 全員賛成

それでは、事務局からは以上です。

#### 事務局 山城)

長時間にわたりましてありがとうございました。

次回の開催は村議会日程を調整して改めてお知らせいたします。

それでは第4回渡嘉敷村観光協会設立準備委員会をこれにて閉会したいと思います。

また次回もどうぞよろしくお願いいたします。